

青梅市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

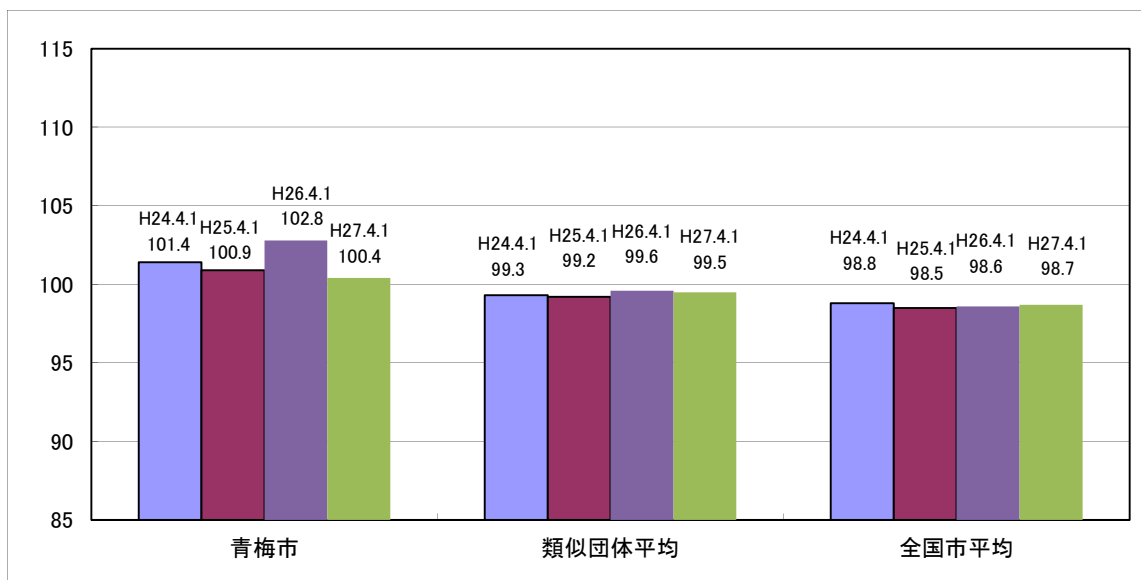
区分	住民基本台帳人口 平成27年1月1日	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	137,052	47,454,869	832,465	6,750,155	14.2	14.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)Ⅲ-3平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
26年度	649人	千円 2,813,088	千円 743,211	千円 1,126,938	千円 4,683,237	千円 7,216	千円 6,273

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給与月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与決定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

平成27年4月に給与制度の総合的な見直しに伴い、給料月額を平均1.7%引き下げ、地域手当の支給率の引き上げを行ったため、2ポイント以上の減少が図られた。今後は、職員構成比の新陳代謝等により減少していく見込みである。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
26年度	円 404,767	円 404,246	円 521 (0.13 %)	% 0.13	% 0.13	% 0.30

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
26年度	月 4.21	月 3.95	月 0.26	月 0.25	月 4.20	月 4.10

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

【 実施 未実施 】

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日
(内容)一般行政職の給料表について、平均1.7%引下げた。(東京都の給料表に準拠した改定内容)他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施した。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準15%に対し、青梅市において13%を支給。
(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は12%支給と改定後は平成27年4月に遡及し13%を支給。

(参考)

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の支給割合 (H28.4.1)
国基準による支給割合	10%	4月1日 11%	遡及改定後 13%	15%
青梅市の支給割合	10%	4月1日 12%	遡及改定後 13%	15%

③その他の見直し内容

扶養手当の特定期間(満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間)にある子の加算額を4,500円から4,000円に減額。(東京都の制度に準拠した。)
特殊勤務手当(じんかい処理施設作業手当、福祉現業手当)の月額3,000円から日額150円に見直し。
(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
青梅市	43.4 歳	332,800 円	455,390 円	398,496 円
東京都	41.6 歳	318,513 円	454,886 円	400,246 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	42.7 歳	327,247 円	416,516 円	371,122 円

②一般技能職

区分	公務員				民間			参考 A/B
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
青梅市	53.2 歳	377,700 円	442,030 円	437,796 円	—	—	—	—
うち 学校給食員	52.4 歳	379,178 円	437,071 円	436,835 円	調理士	40.8 歳	304,100 円	1.44
うち 清掃職員	51.8 歳	370,960 円	440,274 円	433,377 円	廃棄物処理業	44.9 歳	289,500 円	1.52
うち 用務員	53.8 歳	378,414 円	447,616 円	442,713 円	用務員	54.6 歳	200,300 円	2.23
東京都	48.1 歳	293,483 円	397,232 円	365,078 円	—	—	—	—
国	50.2 歳	289,141 円	—	328,318 円	—	—	—	—
類似団体	51.0 歳	337,118 円	381,662 円	369,210 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
青梅市	—	—	—
うち 学校給食員	7,101,390 円	4,138,700 円	1.72
うち 清掃職員	7,048,493 円	3,952,300 円	1.78
うち 用務員	7,216,706 円	2,774,400 円	2.60

- (注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

※ 民間類似職種の給与情報は、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」（賃金センサス）において公表されているデータを使用したものである。（平成24年度から平成26年度までの3ヶ年平均）

※ 各年度（3ヶ年平均前）の「平均給与月額」は賃金センサスにおける「きまって支給する現金給与額」であり、「年収ベース」は賃金センサスにおける「きまって支給する現金給与額」を12倍したものに「年間賞与その他の特別給与額」を加えた試算値である。

(※賃金センサス)

賃金センサスとは、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を明らかにすることを目的に厚生労働省が実施する調査です。

技能労務職の給与については、総務省通知に基づき、総務省が提供する賃金センサスに基づく民間類似職種の賃金と比較しておりますが、賃金センサスにおいては、公務員でない産業のデータを含んでいることや日々雇用者等のデータも含んでいる等の違いがあり、単純に比較することは適切ではありませんが、民間の給与水準として参考に記載しています。

(2) 職員の初任給の状況（27年4月1日現在）

区分		青梅市	東京都	国
一般行政職	大学卒	181,200 円	181,200 円	181,200 円
	高校卒	144,600 円	144,600 円	144,600 円
一般技能職	高校卒	142,000 円	137,200 円	—
	中学卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（27年4月1日現在）

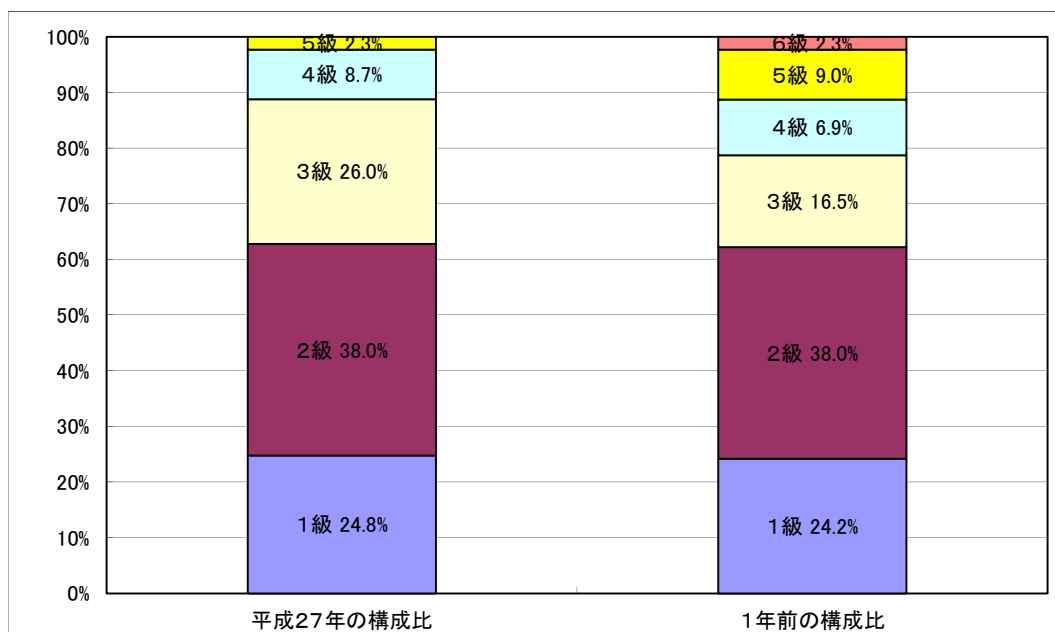
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	265,200 円	317,533 円	359,100 円
	高校卒	—	—	300,200 円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
5 級	部長	13人	2.3%
4 級	課長	50人	8.9%
3 級	係長	147人	26.0%
2 級	主任	215人	38.0%
1 級	主事	140人	24.8%

- (注) 1 青梅市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 勤務成績の評定の実施状況
 地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施
 （内容の詳細については、青梅市職員勤務評定実施規程を参照）
- 昇給への勤務成績の反映状況
 前年度の勤務評定を基に、3号給～8号給の範囲で全職員に対して昇給を実施
 （内容の詳細については、青梅市職員の昇給に関する取扱規程を参照）
 ※昇給制度の改正により、平成28年度からは前年度の勤務評定を元に、3号給～6号給の範囲で全職員に対して昇給を実施

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

青 梅 市	東 京 都	国
1人当たり平均支給額（26年度） 1,607 千円	1人当たり平均支給額（26年度） 1,734 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45) 月分 (0.80) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 職務段階等加算 3~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 職務段階別加算 3~20% ・ 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 役職により期末手当・勤勉手当の配分が異なる。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

- ・ 勤務成績の評定の実施状況
地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施
(内容の詳細については、青梅市職員勤務評定実施規程を参照)
- ・ 勤勉手当への勤務実績の反映状況
前年度の勤務評定を基に、最上位~最下位の5段階（管理職以外の職員においては、最上位~下位の4段階）の区分で、全職員に対して勤勉手当へ反映
(内容の詳細については、青梅市職員の勤勉手当の成績率の運用に関する要綱を参照)

(2) 退職手当（27年4月1日現在）

青 梅 市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 23.50 月分 23.50 月分	勤続20年 20.455 月分 25.55625 月分
勤続25年 31.50 月分 31.50 月分	勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分
勤続35年 45.00 月分 45.00 月分	勤続35年 41.325 月分 49.59 月分
最高限度額 45.00 月分 45.00 月分	最高限度額 49.590 月分 49.59 月分
その他の加算措置	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~4.5%加算)
1人当たり平均支給額 8,402 千円 23,821 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）	334,173 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	455 千円
支給率	支給対象職員数 国の制度（支給率）
13 %	735 人 13 %
地域手当補正後ラスパイレス指数	(100.4)
(ラスパイレス指数)	(100.4)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		1,316 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		32,098 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		5.6 %
手当の種類（手当数）		8
手当の名称	主な支給対象職員・業務	左記職員に対する支給単価
賦課、徴収事務手当	庁外において市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料ならびに下水道事業受益者負担金の賦課に従事した者	日額 150
	庁外において市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料ならびに下水道事業受益者負担金の徴収および滞納処分に従事した者	日額 420
防疫作業手当	感染症防疫作業に従事した者	日額 300
行旅死病人取扱手当	行旅死亡人の取扱いに従事した者	1回 3,000
	行旅病人の救護に従事した者	日額 1,000
へい獣処理手当	へい獣の処理に従事した者	日額 200
じんかい処理施設作業手当	常時じんかい処理施設に機械操作に従事した者	日額 150
福祉現業手当	生活保護および福祉の増進にかかる著しく困難な措置、訪問および相談に従事した者	日額 150
	重症精神患者の移送に従事した者	日額 150
	孤立死等で発見された死亡人の取扱いに従事した者	1回 3,000
危険業務手当	爆発物等の危険物および劇毒薬を使用する作業ならびに電気設備等の相当危険な修繕作業に従事した者	日額 150
医師手当	健康センターにおいて診療業務に従事する医師および歯科医師	月額 経験年数により 100,000、120,000 150,000、170,000 180,000、200,000

(5) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	257,438 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	352 千円
支給実績（25年度決算）	258,869 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	355 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績（26年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）
扶養手当	配偶者 13,500円 その他の親族 6,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき4,000円を加算	異	80,327 千円	229,506 円
住居手当	管理職を除く35歳未満の世帯主等（借家・借間） 15,000円	異	12,610 千円	163,766 円
通勤手当	運賃相当額	異	33,293 千円	65,537 円
管理職手当	課長 80,000円 部長 106,500円	異	70,416 千円	1,020,521 円
宿日直手当	庁舎管理業務職員 3,900円	異	250 千円	62,500 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対し、勤務1時間当たりの給与額の25/100	異	1,575 千円	393,750 円

5 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	1,010,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,010,000 円 / 835,600 円
	副 市 長	880,000 円	880,000 円 / 720,000 円
報 酬	議 長	625,000 円	625,000 円 / 495,000 円
	副 議 長	560,000 円	560,000 円 / 435,000 円
	議 員	530,000 円	530,000 円 / 410,000 円
期 末 手 当	市 長	(26年度支給割合) 4.20 月分	
	副 市 長	(26年度支給割合) 4.20 月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 給料月額 × 勤続1年につき 340/100	(1期の手当額) 13,736,000円 (支給時期) 任期毎
	副 市 長	給料月額 × 勤続1年につき 285/100	10,032,000円 任期毎
	備 考		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

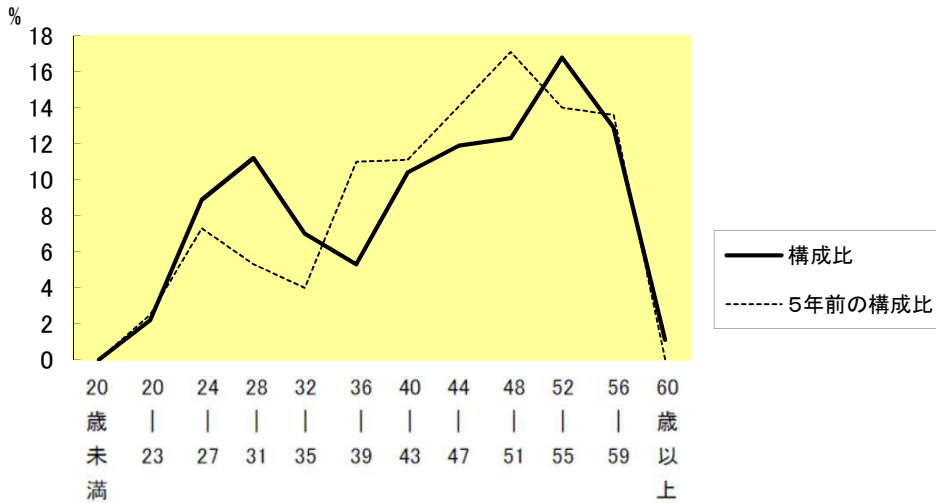
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成27年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	議会	11	11	0	
	総務	174	172	2	欠員補充
	税務	55	55	0	
	民生	82	79	3	組織改正、被災地派遣
	衛生	54	56	△ 2	欠員不補充
	農林水産	11	11	0	
	商工	9	9	0	
	土木	103	107	△ 4	組織改正
	計	499	500	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 36.41 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数41.61人)
	教育部門	150	154	△ 4	欠員不補充
小 計	649	654	△ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 47.35 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数58.31人)	
公 営 企 業 等	病院	742	738	4	医師等医療技術職員等の増員
	下水道	27	27	0	
	その他	63	62	1	被災地派遣
	小 計	832	827	5	
合 計	1,481 [1,630]	1,481 [1,630]	0 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 108.06 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	16人	66人	83人	52人	39人	77人	88人	91人	124人	95人	8人	739人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の 増減率
一般行政	487	487	489	490	500	499	12 (2.5%)
教育	176	172	168	159	154	150	△ 26 (△ 14.8%)
普通会計計	663	659	657	649	654	649	△ 14 (△ 2.1%)
公営企業 等会計計	798	823	807	807	827	832	34 (4.3%)
総合計	1,461	1,482	1,464	1,456	1,481	1,481	20 (1.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	16,496,564	△ 1,040,631	6,518,478	39.5	41.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	712	2,698,654	1,495,343	1,060,269	5,254,266	7,380

(参考)市町村病院事業職員 一人当たり給与費
千円 6,789

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、27年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
医 師	40.8 歳	471,642 円	1,098,844 円
看 護 師	36.5 歳	306,993 円	487,701 円
事 務 職 員	41.3 歳	347,109 円	550,718 円
市町村病院 事業平均			
医 師	44.6 歳	564,750 円	1,389,096 円
看 護 師	38.8 歳	288,414 円	456,203 円
事 務 職 員	43.1 歳	328,980 円	502,010 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

青梅市(病院事業)	青梅市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(26年度) 1,509 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,607 千円
(26年度支給割合) 期末手当 2.600 月分 (1.450) 月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.80) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.600 月分 (1.450) 月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.80) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 職務段階等加算 3~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 職務段階等加算 3~20%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。
2 役職により期末手当・勤勉手当の配分が異なる。

イ 退職手当(27年4月1日現在)

青梅市(病院事業)			青梅市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.50 月分	23.50 月分	勤続20年	23.50 月分	23.50 月分
勤続25年	31.50 月分	31.50 月分	勤続25年	31.50 月分	31.50 月分
勤続35年	45.00 月分	45.00 月分	勤続35年	45.00 月分	45.00 月分
最高限度額	45.00 月分	45.00 月分	最高限度額	45.00 月分	45.00 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額	2,796 千円	23,757 千円	1人当たり平均支給額	8,402 千円	23,821 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		284,665 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		403 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全職員	13 %	739 人	13 %

エ 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）	721,813 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	— 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）	— %	
手当の種類（手当数）	23	
手当の名称	主な支給対象職員・業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	防疫作業に従事した者	日額 300円
危険業務手当	電気技術および一般業務の業務に従事する職務にある職員で、これらの職員が管理する電気設備等の分解、取替え、修理またはこれらの作業に伴う試験調整作業に従事した者	日額 150円
年末年始手当	一般事務および電気技術の職務に従事する職員以外の職員で年末年始に勤務した者（宿直勤務または日直勤務従事者を除く。）	日額 従事時間 1日3時間30分以上7時間30分未満 4,500円 1日7時間30分以上 9,000円
ヘリコプター搭乗手当	ヘリコプターに搭乗し、救急業務に従事した医師	1回 10,000円
	ヘリコプターに搭乗し、救急業務に従事した看護師	1回 5,000円
救急車搭乗手当	救急車に搭乗し、救急業務に従事した医師	1回 5,000円
	救急車に搭乗し、救急業務に従事した看護師	1回 2,500円
危険手当	(1) 専ら精神病棟に勤務し、看護業務または作業療法に従事した看護職員、看護補助者および作業療法士 (2) 専ら細菌、その他感染の危険のある業務に従事した臨床検査技師および血液浄化センターに勤務した臨床工学技士 (3) 精神病棟および感染症病床において診断、治療看護または病室内において事務に従事した者ならびに感染症病床において作業した者 (4) レントゲン、コバルト装置等の操作または補助業務に従事した者 (5) 血液浄化センターにおいて透析業務に従事した看護職員	日額 200円
医師手当	診療業務に従事する医師および歯科医師	月額 医師免許取得後 20年未満 180,000円 20年以上 200,000円 ただし、管理者が特別に加算が必要と判断した場合は上記の金額に100分の200を限度として管理者が定めた率を乗じた額
資格手当	医療技術系の職員または看護職員で管理職手当の支給を受けない者	月額 主たる資格の免許取得後25年以上30年未満の場合 3,000円 30年以上の場合 5,000円
麻酔手当	全身麻酔を行う業務に従事した医師	診療報酬点数により算定した麻酔科の100分の5の額の範囲内で管理者が定めた額
分べん手当	分べん業務に従事した産婦人科の医師	1分べん 正規の勤務時間内 10,000円 正規の勤務時間外、休日 20,000円 正規の勤務時間外、休日にハイリスクまたは緊急処置に要した場合 40,000円
	休日および診療時間外に産婦人科医師の要請にもとづき分べん業務に従事した小児科医師	1分べん 10,000円

診療業務手当	正規の勤務時間外および休日の診療業務に従事した医師	従事時間が1時間以内 2,000円 1時間を超える場合30分ごとに 1,000円 を加算 ただし、深夜時間帯は単価に100分の150を乗じた額
	正規の勤務時間外および休日の診療業務に従事した医療技術系の管理職手当の支給を受ける職員	1時間 1,000円
救急診療業務手当	正規の勤務時間が夜間および休診日に割り振られて救急診療業務に従事する救急科医師および小児科医師	1勤務 40,000円
緊急登院手当	呼出しを受けて休日等の救急業務に従事した医師	1回 5,000円
	呼出しを受けて休日等の救急業務に従事した診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士および看護職員	1回 2,000円
助産師手当	分べん介助に従事する助産師	月額 2,000円
夜間看護手当	助産師および看護職員で、正規の勤務時間による勤務の一部または全部が夜間において行われる看護等の業務に従事した者	1勤務 午後10時から午前5時までの間に従事した場合 6,000円 午後5時から午後10時までの間に4時間以上従事した場合（午後10時以降も引続き勤務した場合を除く。） 2,000円 ただし、小学校就学の始期に達するまでの子を夜間保育所に預け2交替制勤務における夜間帯に従事した場合は1勤務につき13,000円を加算する。また、3交替制勤務および4交替制勤務における夜間帯に従事した場合は1勤務につき10,500円を加算する。
交替制勤務者業務手当	正規の勤務時間による勤務の一部または全部が夜間において行われる業務に従事した診療放射線技師および臨床検査技師	1勤務 午後10時から午前5時までの間に従事した場合 4,000円
中央手術室勤務手当	診療局中央手術室において手術の介助に従事する看護職員	月額 2,000円
自宅待機手当	休日等の救急業務に備えて自宅待機を命ぜられた医師	1回 午前8時30分から午後5時15分までの間待機した場合 6,000円 午後零時から午後5時15分までの間待機した場合 3,000円 午後5時15分から翌日の午前8時30分までの間待機した場合 6,000円
	休日等の救急業務に備えて自宅待機を命ぜられた臨床工学技士	1回 午前8時30分から午後5時15分までの間待機した場合 4,000円 午後零時から午後5時15分までの間待機した場合 2,000円 午後5時15分から翌日の午前8時30分までの間待機した場合 4,000円

緊急手術手当	救急外来患者および病状が急変した入院患者について、手術室（血管造影室および内視鏡室を含む。）において手術（診療時間外に手術が開始されたものに限る。）に従事した医師	術者 手術1回につき、診療報酬点数表により算定した手術料の100分の5の額 助手 手術1回につき、診療報酬点数表により算定した手術料の100分の2の額
画像診断手当	画像診断を専ら担当する医師（専ら画像診断を担当した経験を10年以上有する者または専門医に限る。）	1件 診療報酬点数表の画像診断管理加算2に関する画像診断 100円
派遣手当	東京都地域医療支援ドクター事業により派遣された医師	日額 10,000円 ただし、1月につき25日分を上限とする。
主治医手当	入院患者を担当する医師（退院時に担当していた医師に限る。）	入院患者1人につき1日 200円 ただし、退院時要約を患者の退院日の翌日から起算して14日を超えて診療情報管理室に提出した場合は、入院患者1人につき1日100円 ただし、支給期間は、患者1人につき90日を上限とする。
新生児担当医手当	新生児特定集中治療室において新生児を担当する医師	新生児特定集中治療室に入院する新生児1人につき 10,000円 ただし、入院初日に限り支給する。

オ 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	144,660 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	245 千円
支給実績（25年度決算）	132,239 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	229 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	配偶者 13,500円 その他の親族 6,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき4,000円を加算	同		39,870 千円	182,890 円
住居手当	管理職を除く35歳未満の世帯主等（借家・借間） 15,000円	同		17,378 千円	149,810 円
通勤手当	運賃相当額	同		37,925 千円	71,154 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対し、勤務1時間当たりの給与額の25/100	同		59,995 千円	135,124 円

宿日直手当	<p>正規の勤務時間以外の時間において宿直勤務または日直勤務に従事した職員に対し、勤務1回につき、医師20,000円、看護師長以上の職にある者16,000円、その他の職員14,000円以内を支給する。</p> <p>年末年始（1月1日から同月3日までの日および12月29日から同月31日までの日をいう。）に従事した場合は、勤務1回につき2,800円を加算する。</p>	異	<p>庁舎管理業務職員 3,900円</p>	75,520 千円	699,259 円
管理職手当	<p>院長 140,800円、副院長・診療局長・救命救急センター長 135,100円、事務局長・看護局長・部長・室長・センター長 106,500円、副部長・副室長 96,900円、薬剤部長・看護局次長・課長・主幹 80,000円、科長・看護師長 70,000円、医長 67,000円</p>	同		108,125 千円	982,955 円
初任給調整手当	<p>専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。</p>	—		5,397 千円	44,238 円